

水第5号議案

活性炭の入札等に係る損害賠償についての訴えの提起

活性炭の入札等に係る損害賠償について、次のように訴えを提起する。

令和5年2月7日提出

横浜市長 山中竹春

1 当事者

原告 横浜市

代表者

横浜市水道事業管理者水道局長 山岡秀一

被告 東京都足立区中央本町1丁目2番11号

本町化学工業株式会社

代表取締役 小田利明

大阪市西区千代崎3丁目南2番37号

大阪ガスケミカル株式会社

代表取締役 渡部吉彦

東京都港区東新橋1丁目9番2号

水i n g株式会社

代表取締役 中川哲志

岡山県倉敷市酒津1,621番地

株式会社クラレ

代表取締役 川原 仁

大阪府中央区東高麗橋1番16号

太平化学産業株式会社

代表取締役 松田信之

岐阜県土岐市肥田浅野双葉町1丁目1番地の1

朝日汙過材株式会社

代表取締役 肥 田 祐 輔

名古屋市中村区岩塚町3丁目28番地の1

大豊商事株式会社

代表取締役 五 島 武

都筑区池辺町3,854番地

日之出産業株式会社

代表取締役 大 林 世 一

中区山下町71番地の2

田辺商事株式会社

代表取締役 田 辺 哲 郎

神奈川区幸ヶ谷15番地の9

協和総業株式会社

代表取締役 前 岡 晃 司

栄区笠間二丁目22番29号

エスケー化学株式会社

代表取締役 岸 村 恒 久

千葉県船橋市大穴南5丁目6番6号

有限会社島田商店

代表取締役 嶋 田 惠 吉

保土ヶ谷区岩井町162番地

本町化学商事株式会社

代表取締役 碓 貴 雄

保土ヶ谷区新桜ヶ丘二丁目37番10号

明立産業株式会社

代表取締役 齋 藤 等

2 訴訟物の価額

80,868,532円

3 訴えの要旨

本町化学工業株式会社、大阪ガスケミカル株式会社、水 i n g 株式会社、株式会社クラレ、太平化学産業株式会社、朝日汙過材株式会社、大豊商事株式会社、日之出産業株式会社、田辺商事株式会社、協和総業株式会社、エスケー化学株式会社、有限会社島田商店、本町化学商事株式会社及び明立産業株式会社（以下「被告ら」という。）に対し、連帯して80,868,532円及びこれに対する令和元年11月23日から支払済みに至るまでの年5パーセントの割合による遅延損害金を支払うことを求める。

4 訴えを提起する理由

横浜市が平成26年1月から平成28年11月までの間に実施した活性炭の購入に係る一般競争入札及び随意契約において、被告らは、談合により、不当に競争を制限し、公正な価格の形成を妨げた。これにより、当該談合がなければ形成されたとであろう購入価格と実際の購入価格との差額相当額の損害を被ったため、横浜市は、損害賠償を請求した。そして、横浜市から督促されたにもかかわらず、被告らが当該請求に応じないため、訴えを提起するものである。

5 裁判所

横浜地方裁判所

提 案 理 由

活性炭の入札等に係る損害賠償を求めるため、訴えを提起したいので提案する。

参 考**事件の概要**

- 1 平成26年1月から
平成28年11月まで 横浜市は、活性炭を購入するため、合計24件の一般競争入札及び随意契約（以下「入札等」という。）を行った。
- 2 令和元年11月22日 公正取引委員会は、東日本地区の地方公共団体が発注した活性炭の購入に関して、本町化学工業株式会社、大阪ガスケミカル株式会社、水 i n g 株式会社、株式会社クラレ、太平化学産業株式会社及び朝日河過材株式会社（以下「供給事業者等」という。）等に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第7条第2項の規定に基づく排除措置命令及び同法第7条の2第1項の規定に基づく課徴金納付命令を行った。

これにより、入札等のうち14件について談合が行われていたことが判明した。
- 3 令和4年11月1日 横浜市は、供給事業者等並びに供給事業者等の指示により入札し、又は見積書を提出した大豊商事株式会社、日之出産業株式会社、田辺商事株式会社、協和総業株式会社、エスケー化学株式会社、有限会社島田商店、本町化学商事株式会社及び明立産業株式会社（以下「被告ら」という。）に対

し、不当な取引制限により生じた損害賠償金の支払を請求した。

- 4 令和4年12月19日 横浜市は、被告らに対し、督促状を送し、当該損害賠償金の支払を請求したが、被告らはこれに応じなかった。

地方自治法（抜粋）

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

（第1号から第11号まで省略）

- (12) 普通地方公共団体がその当事者である審査請求その他の不服申立て、訴えの提起（普通地方公共団体の行政庁の処分又は裁決（行政事件訴訟法第3条第2項に規定する処分又は同条第3項に規定する裁決をいう。以下この号、第105条の2、第192条及び第199条の3第3項において同じ。）に係る同法第11条第1項（同法第38条第1項（同法第43条第2項において準用する場合を含む。）又は同法第43条第1項において準用する場合を含む。）の規定による普通地方公共団体を被告とする訴訟（以下この号、第105条の2、第192条及び第199条の3第3項において「普通地方公共団体を被告とする訴訟」という。）に係るものを除く。）、和解（普通地方公共団体の行政庁の処分又は裁決に係る普通地方公共団体を被告とする訴訟に係るものを除く。）、あっせん、調停及び仲裁に関すること。

（第13号から第15号まで及び第2項省略）

地方公営企業法（抜粋）

（地方自治法の適用除外）

第40条 （第1項省略）

- 2 地方公営企業の業務に関する負担付きの寄附又は贈与の受領、地方公共団体がその当事者である審査請求その他の不服申立て、訴えの提起、和解、あっせん、調停及び仲裁並びに法律上地方公共団体の義務に属する損害賠償の額の決定については、条例で定めるものを除き、地方自治法第96条第1項第9号、第12号及び第13号の規定は、適用しない。

横浜市水道事業及び工業用水道事業の設置等に関する条

例（抜粋）

（議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等）

第7条 水道事業または工業用水道事業の業務に関し法第40条第2項の規定に基づき条例で定めるものは、次のとおりとする。

（第1号及び第2号省略）

- (3) 管理者が異例または特に重要なものと認める本市がその当事者である審査請求その他の不服申し立て、訴えの提起、和解、あっせん、調停及び仲裁